



平成30年（行ウ）第93号、同98号ないし第104号

国籍確認等請求事件

原告 原告1 外7名

被告 国

準備書面（14）

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 富 増 四 季



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



準備書面（15）及び（16）において原告らが行う主張の概要は以下のとおりである。

◆ 準備書面（15） 自己決定権に関する主張

準備書面（15）は、日本国籍の剥奪の違憲性が厳しく審査されるべき理由を自己決定権の観点から説明するものである（被告準備書面（1）第3・1に対する反論。原告ら準備書面（4）第6の補充）。

◆ 準備書面（16） 違憲判断の必要性

準備書面（16）は、ここまでの原告らの主張をふまえて、本件ですみやかな違憲判断が切実に求められる理由を論じるものである。

同書面では、弁護団が実施したアンケート調査の結果（回答数497件）やその概要をまとめた報告書、最近の報道記事等を紹介し、複数国籍をとりまく近年の国内状況を参照しつつ、国籍法11条1項が違憲無効と判断されることが、原告らに限らぬ多くの日本国民の幸福追求にとって、また日本社会にとって、おおいに有益であることを示す。

以上